

# 告 示

## 埼玉県選管告示第十号

令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和八年一月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰宏芳

審査分会長	職務
埼玉県所沢市	住 所
西山淳次	氏 名 尾前健三